

山梨県立図書館
指定管理者募集要項

平成23年11月

山梨県教育委員会

目 次

1	対象となる施設の概要等	1
2	管理運営の基本方針	2
3	指定管理者が行う管理の基準	3
4	指定管理者が行う業務の範囲等	4
5	指定管理者の指定期間	8
6	利用料金収入	8
7	指定管理の業務にかかる経費	8
8	応募者の資格等	9
9	応募書類	10
10	応募の手続き	12
11	指定管理者の候補者の選定	13
12	指定管理者の候補者選定後の手続等	14
13	指定管理者の指定	16
14	事業実施状況の確認・評価	16
15	事業の継続が困難になった場合の措置	16
16	留意事項	17
17	問い合わせ先	17

山梨県立図書館指定管理者募集要項

山梨県立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び山梨県立図書館設置及び管理条例（平成23年山梨県条例第49号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。

1 対象となる施設の概要等

(1) 名称

山梨県立図書館

(2) 所在地

山梨県甲府市北口二丁目地内

(3) 施設の沿革

昭和 6年 4月 山梨県立図書館開館

昭和45年 6月 現県立図書館落成・開館

平成24年11月 新県立図書館開館予定

(4) 施設の範囲

①敷地面積 9,062 m²

②建築面積 3,638 m²

③延床面積 10,555 m²

④構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
(一部鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造)

地下1階・地上4階

⑤施設・設備の内容

(ア) 建物用途別面積

閲覧エリア 3,231 m²

交流エリア 1,299 m²

書庫 2,162 m²

事務エリア 1,024 m²

その他 2,839 m²

(イ) フロア別面積

地下1階 2,890 m²

書庫（書庫、貴重書庫、フィルム庫） 2,004 m²

その他 886 m²

1階 3,374 m²

イベントスペース・交流ルーム 655 m²

新聞雑誌コーナー 400 m²

		児童資料コーナー（子ども読書支援センター）	520 m ²
		カフェ	116 m ² (内厨房部分 20 m ²)
		その他	1,683 m ²
2	階	3,152 m ²	
		閲覧スペース	1,886 m ²
		多目的ホール・交流ルーム	218 m ²
		その他	1,048 m ²
3	階	1,040 m ²	
		閲覧スペース	308 m ²
		その他	732 m ²
4	階	99 m ²	
		機械室	85 m ²
		その他	14 m ²

(ウ) 貸出用施設面積等

- ・ イベントスペース全面 (1階 476 m² 497人)

※ 半面利用の場合

イベントスペース東面 (1階 201 m² 177人)

イベントスペース西面 (1階 210 m² 177人)

- ・ 多目的ホール (2階 168 m² 200人)
- ・ 交流ルーム 101 (1階 61 m² 54人)
- ・ 交流ルーム 102 (1階 54 m² 54人)
- ・ 交流ルーム 103 (1階 20 m² 18人)
- ・ 交流ルーム 104 (1階 44 m² 45人)
- ・ 交流ルーム 201 (2階 23 m² 22人)
- ・ 交流ルーム 202 (2階 27 m² 27人)

※ 人数は、椅子のみ利用の場合の収容人数

(エ) 駐車場面積 4,532 m²

2 管理運営の基本方針

図書館の運営に当たっての基本方針は、次のとおりであり、指定管理者はこれらを尊重して管理運営を行う必要があります。

- 図書等を収集し、整理し、保存して県民の利用に供することにより、県民の多様化、高度化する知的ニーズに応えるとともに、県民の自主的な学習・文化活動を支援する。特に、子ども読書支援センターの設置などサービスの充実・拡大を図る。
- イベントスペース、多目的ホール及び交流ルーム（以下「イベントスペース等」という。）では、図書館の主催事業、関係団体との共催事業や指定管理者の自主企画事業を実施するとともに、県民が気軽に利用できる情報交換や交流の場を提供し、賑わいを創出する。

- ボランティア、NPO法人などの参画を得て、図書館としてのサービスを提供する。

3 指定管理者が行う管理の基準

管理運営を行うに当たっての基本的事項は、次のとおりです。

(1) 休館日等

条例第9条の規定に基づき、次に掲げるとおりとします。

① 図書館（イベントスペース等及び駐車場を除く。）の休館日

- ・ 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- ・ 12月29日から翌年1月3日までの日
- ・ 山梨県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める日
 - ※ ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更することがあります。

② イベントスペース等の休業日

- ・ 12月29日から翌年1月3日までの日
 - ※ ただし、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、臨時に休業日に営業し、又は休業日以外の日に休業することができます。

③ 駐車場の休業日

- ・ 無休
 - ※ ただし、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、臨時に休業日を設けることができます。

(2) 開館時間等

条例第10条の規定に基づき、次に掲げるとおりとします。

① 図書館（イベントスペース等及び駐車場を除く。）の開館時間

- ・ 日曜日、土曜日又は休日以外の日 午前9時から午後8時まで
- ・ 日曜日、土曜日又は休日 午前9時から午後7時まで
 - ※ ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することがあります。

② イベントスペース等の利用時間 午前9時から午後9時まで

- ※ ただし、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、利用時間を変更することができます。

③ 駐車場の利用時間 午前0時から午後12時まで

※ ただし、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、利用時間を変更することができます。

(3) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人に関する情報を保護するため、別途締結する協定で定める措置を講ずる必要があります。

(4) 情報公開

指定管理者は、管理業務を通じて取り扱う文書（電子データ、写真等を含む。）の情報公開について、別途締結する協定で定める措置を講ずる必要があります。

(5) 関係法令等の遵守

指定管理者は、施設の管理運営を行うに当たっては、関係法令、関係条例等を遵守する必要があります。

4 指定管理者が行う業務の範囲等

(1) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとします。

- ① 条例第7条第1号に基づくイベントスペース等及び駐車場の利用の承認に関する業務
- ② 条例第7条第2号に基づく施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- ③ 条例第7条第3号に基づくイベントスペース等を一般の利用に供する業務
- ④ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

詳細については、別添「山梨県立図書館管理運営業務の内容及び基準」を参照してください。

なお、部分的な業務については、他の事業者へ委託できるものとします。

(2) 教育委員会と指定管理者の業務区分

実施主体	業務内容
教育委員会	○図書館の運営方針の策定 ○図書館資料の収集・保存・貸出・返却 ○レファレンスサービス ○市町村立図書館等への支援 ○ボランティアの育成・NPO法人との協働 ○県職員の人事、給与事務 ○庶務事務（指定管理者所管事務を除く。） ○県予算の執行・管理 等

指定管理者	○施設管理 施設の保安、設備運行管理、施設・設備定期点検・環境衛生管理、警備、清掃、植栽管理、駐車場管理、光熱水費等支払 ○イベントスペース等の管理 ○総合案内 ○自主事業
-------	--

※ 各業務の実施に当たっては、教育委員会と指定管理者との間で必要な協議を行い、適切な執行に努めていくこととします。

(3) 自主事業の実施

① 自主企画事業

図書館の設置目的に合致し、かつ管理運営業務の実施を妨げない範囲において、教育委員会との連携を図りながら、指定管理者の責任と費用により、自主企画事業を実施することができます。

教育委員会では、交流エリアが県民の交流の場として活用され、甲府駅周辺の賑わいの創出に寄与することを期待しており、イベントスペース又は多目的ホールにおける月1回程度で参加者数100人から300人規模のイベントの開催などについて積極的な提案を求めます。

ただし、山梨県立図書館指定管理業務仕様書（3 イベントスペース等の管理）No.3備考欄に記載する要件に該当する事業は実施できません。

② 広報、利用促進に関する業務

イベントスペース等の利用を促進するため、教育委員会との連携を図りながら、指定管理者の責任と費用により、効果的な広報・利用促進事業の実施について積極的な提案を求めます。

③ 収益施設に関する業務

カフェの運営及び利用者へのコピーサービスのための複写機の設置・管理は、業務の範囲から除かれています。地方自治法第238条の4第7項に基づき指定管理者に優先的に行政財産の目的外使用許可を行う予定であるので、利用者のサービス向上策及び指定管理者が行う業務への収益の充当計画などを提案してください。

※ カフェの運営について

- ・カフェ（約116㎡）の飲食エリア（約96㎡）は、販売されている飲食物を購入しなくとも利用できる場所であるため、目的外使用許可の対象範囲は、厨房（約20㎡）のみとします。
- ・厨房では、ガスが使用できない（オール電化）ため、電子レンジ等による簡単な調理のみ可能であり、販売する飲食物は、ソフトドリンク、軽食等に限定されます。
- ・カフェの運営に関し必要となる経費は、その売上収入から指定管理者が支弁します。

※ 複写機の設置・管理について

- ・設置場所 1階1台（サービスカウンター北側のコピーコーナー）
2階2台（中央階段南側のコピーコーナー）
- ・機能 用紙サイズ A3、A4、B4、B5
色 白黒、カラー
その他 拡大・縮小、両面
- ・利用料金 山梨県情報公開条例施行規則（平成12年山梨県規則第3号）別表第一に定める額を基準としてください。
- ・経費 複写機の設置・管理に関し必要となる経費は、その売上収入から指定管理者が支弁します。

(4) 指定管理者と教育委員会の責任分担

指定管理者と教育委員会の責任分担は、次の表のとおりとします。ただし、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と教育委員会が協議して定めることとします。

項 目		指定管理者	教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理（施設の保安、設備運行管理、施設・設備定期点検・環境衛生管理、警備、清掃、植栽管理、駐車場管理、光熱水費等支払） ・イベントスペース等の管理 ・総合案内 ・自主事業 		○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増	○	
	著しい場合		○
金利変動	金利変動に伴う経費の増	○	
	著しい場合		○
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		○
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		○
施設周辺住民及び施設利用者への対応	施設の管理運営に対する住民及び施設利用者からの反対や要望への対応	○	
	上記以外の場合		○
不可抗力	不可抗力（地震、落雷、暴風雨、洪水、戦争、テロ、暴動その他指定管理者及び教育委員会の責めに帰することのできない事由（第三者の行為も含む。）の発生に起因する施設、設備の修復による経費の増及び業務履行不能		○

項 目		指定管理者	教育委員会
施設、設備の維持管理	修繕 (機能維持)	1件20万円未満	○
		1件20万円以上	○
	整備・改修 (資産増加)	指定管理者が希望する場合	○
		上記以外の場合	○
備品の維持管理	修繕	1件20万円未満	○
		1件20万円以上	○
	更新	指定管理者が希望する場合	○
		上記以外の場合	○
	新規購入	指定管理者が希望する場合	○
		上記以外の場合	○
政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務の内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増		○
利用者や第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠った場合	○	
	上記以外の場合		○
保険の付与	施設の火災保険		○
	施設賠償責任保険	○	
災害時対応	待機体制の確保、被害調査、報告、応急処置等	○	
	指示等		○
災害復旧（復旧工事）			○
事故・災害等による施設等の修繕	指定管理者としての注意義務を怠った場合	○	
	上記以外の場合		○
総括的管理責任			○

(注) 各項目の区分に応じ、○を付した者が責任を負う。

※指定管理者の故意・過失、協定書・契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入・修繕等を行う。

※指定管理者が施設・設備の改修等を行った場合、指定管理者は当該資産の所有権を放棄し、又は原状に復帰する。

※指定管理者が購入した備品については、原則として指定管理者に帰属する。

※利用者に係る保険は、次のとおり指定管理者が加入するものとする。

①加入する賠償責任保険

教育委員会と指定管理者双方が被保険者となる賠償責任保険とする。

②保険の内容

対人賠償	1名につき	100,000千円以上
	1事故につき	300,000千円以上
対物賠償	1事故につき	100,000千円以上

5 指定管理者の指定期間

指定期間は、平成24年11月1日～平成29年3月31日の4年5月間を予定しています。

この期間は、山梨県議会における指定管理者の指定の議決後、正式に指定期間となります。ただし、指定期間中であっても管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

6 利用料金収入

条例第13条第1項に基づき、指定管理者の承認を受けイベントスペース等及び駐車場を利用しようとする者が納付する利用料金は、指定管理者の収入となります。

また、この利用料金の額は、条例第13条第2項で定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定めます。

7 指定管理者の業務にかかる経費

指定管理者が行う業務にかかる経費は、利用料金収入及び教育委員会が支払う委託料並びにその他の収入をもって充てるものとします。

教育委員会は、「4 指定管理者が行う業務の範囲等」で示した施設の管理運営に要する経費から利用料金収入等の見込額を差し引いた額を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に委託料として支払います。

提案価格を基に、指定期間を通じた委託料総額を基本協定書に定めるとともに、各年度の委託料の額や支払方法等は、教育委員会と指定管理者が協議の上、年度ごとに協定で定めることとします。

なお、教育委員会が示した水準どおり業務を確実に実施する中で、利用料金収入やその他の収入の増減、経費の増減があっても、次に掲げる光熱水費に要する委託料を除き、委託料の精算は行いません。

また、当初計画の想定を超える利用料金収入の大幅な増減があった場合や物価変動等に伴い大幅な費用の増減があった場合には、教育委員会と指定管理者が協議の上、委託料を変更することとします。

※ 平成24年度、平成25年度の特例措置

平成24年度、平成25年度の光熱水費に要する委託料については、当該年度内に所要額を確定の上、余剰金が発生した場合は、別途教育委員会が指定する日までに余剰金相当額を戻入し、不足額が生じた場合は、教育委員会と協議するものとします。

なお、平成26年度から平成28年度までの光熱水費に要する委託料については、平成24年度及び平成25年度の実績を勘案して、教育委員会と指定管理者が協議の上、年度ごとに協定で定めることとします。

委託料の上限額 (千円)

年 度	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
委 託 料	28,243	79,614	79,740	79,872	80,599

上記の額は、指定管理の業務に係る支出見込額（光熱水費を含む。）から収入見込額を差し引いた、教育委員会が支払う委託料の上限額です。

光熱水費見込額 (千円)

年 度	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
光熱水費	12,869	30,884	30,884	30,884	30,884

上記の額は、教育委員会で試算した電気料、上下水道料の見込額です。
見込額の算定は、別紙「山梨県立図書館指定管理者募集要項「7 光熱水費見込額」積算根拠」により行いました。

8 応募者の資格等

(1) 応募者の資格は、山梨県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体であって、次のいずれにも該当しないものとします。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- ②山梨県から指名停止措置を受けているもの
- ③県税、法人税、消費税等を滞納しているもの
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律225号）等による手続きを行っているもの
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
- ⑥本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等

(2) 複数の団体がグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）は、代表団体を定めてください。

この場合、代表団体は、山梨県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体で、グループにおける責任割合が最大であることが必要です。

(3) 単独で応募した団体が他のグループ応募の構成員となること、及びグループ応募の構成員である団体が他のグループ応募の構成員となることはできません。

9 応募書類

(1) 指定申請書（様式1）

(2) 事業計画書（様式2）

①管理運営に当たっての基本方針

施設の管理運営業務を行っていく上での基本方針を示してください。

②中期計画に関する事項

指定期間全体における管理運営、収支に関する計画を記載してください。

③管理運営の内容に関する事項

「管理運営業務の内容及び基準」に従って実施する事業及び施設の管理手法の具体的内容を記載してください。

(ア) 施設の利用促進

広報、利用促進に関する業務の具体的手法及び期待される効果

(イ) 利用施設の運営

利用料金設定、利用時間・休業日の設定、職員体制などの考え方

(ウ) サービスの向上

施設の案内やイベントスペース等の貸出を行う総合案内業務について、利用者サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果

(エ) 施設の維持管理

施設の維持管理全般に対する考え方、他施設の維持管理の実績、設備の保守管理計画、備品、緑地、清掃、衛生などの管理計画、節電・節水の取り組み、外部委託の予定

(オ) 保守・リスクの対応

安全管理体制、事故発生時の対応、避難誘導體制、防災訓練の計画、災害時の対応

(カ) 平等な利用の確保

イベントスペース等の平等な利用を図るための具体的手法

(キ) 経営の管理

組織管理、人材育成、職員研修、個人情報保護の取り扱い、情報管理などの考え方

④自主企画事業

自主事業のうち自主企画事業（イベント等の実施）について、考え方、実施時期、実施内容、収支計画などを記載してください。

⑤収益施設の運営業務

収益施設（カフェ、複写機）の運営における、利用者サービス向上のための取組を記載してください。

(3) 収支計画書（様式3）

年度毎に収支計画を作成してください。また、具体的な積算内訳を添付してください。

なお、収益施設の運営業務において収益の一部を本体施設の業務経費へ充当する場合は、その計画額も記入してください。

(4) 実施体制表（様式4）

管理運営していく上での組織図を示してください。

また、組織図に記載された職員すべての雇用関係、勤務体制（勤務時間、休日設定など）を明示してください。

(5) グループ応募の場合における各団体の役割、責任分担に関する事項（様式5）

(6) 付属書類

①団体の概要に関する書類（様式6）

②定款又は寄付行為（法人以外の団体にあつてはこれに類するもの）

③法人の登記事項証明書（あるいは登記簿謄本）及び印鑑証明書（3ヶ月以内に取得したもの）

④役員の名簿（様式7）及び履歴書

⑤誓約書（様式8）

⑥事業（営業）報告書（過去3事業年度分）

⑦貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）（過去3事業年度分）

⑧直近1年間の県税、法人税、消費税の滞納がない証明

※その他参考となる資料を添付することも差し支えありません。

(7) 提出部数 11部（正本1部、副本10部）

(8) 留意事項

①応募1団体又は1グループにつき、申請は1件とします。

②グループ応募の場合には、構成員ごとに（6）の付属書類を作成してください。

- ③提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- ④提出された書類の内容を変更することはできません。
- ⑤提出された書類は返却しません。
- ⑥応募に関して必要となる経費は応募者の負担とします。
- ⑦指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出してください。

10 応募の手続き

応募手続き及びスケジュール等は、次のとおりです。

(1) 応募書類の提出方法

応募書類の提出は持参とします。

(2) 応募書類の提出場所

山梨県教育委員会新図書館建設室

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内1-6-1

(3) スケジュール

月 日	内 容
平成23年11月30日～平成24年2月3日	募集要項の配布
平成23年12月13日	業務説明会及び現地見学会
平成23年12月14日～平成24年1月5日	募集に関する質問書の受付
平成23年12月14日～平成24年1月10日	質問に対する回答
平成24年1月27日～平成24年2月3日	応募書類の受付
平成24年2月6日～平成24年2月7日	応募書類の補正

(4) 留意事項

- ①応募書類の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。
- ②応募者は、可能な限り業務説明会及び現地見学会に参加してください。
この場合、前日までに参加申込書（様式10）を提出してください。郵送、ファックス、メールも可とします。
- ③募集に関する質問は、質問書（様式11）により行ってください。
郵送、ファックス、メールも可とします。なお、電話、口頭による質問は受け付けません。
- ④質問に関する回答など、募集に関することは、新図書館建設室のホームページに掲載するので、ご覧ください。
<http://www.pref.yamanashi.jp/toshokan-ken/index.html>
なお、本県の指定管理者制度全般については、行政改革推進課のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.yamanashi.jp/gyoukaku/shiteikanri/index.html>

1.1 指定管理者の候補者の選定

(1) 指定管理者の候補者は、条例第8条第2項の規定に基づき、次の選定基準により教育委員会が選定します。

- ①事業計画の内容が、図書館の効用を發揮することができるものであること。
- ②事業計画の内容が、図書館の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- ③県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ④事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(2) 応募者の審査は、教育委員会が設置する指定管理者選定委員会が行います。なお、選定委員は以下のとおりです。

氏名	役職
小野 堅太郎	株式会社山梨中央銀行取締役顧問
関野 陽一	山梨英和大学人間文化学部教授
野末 俊比古	青山学院大学教育人間科学部准教授
萩原 勝	公認会計士
早川 源	財団法人山梨総合研究所副理事長

(3) 審査の基準（審査項目及び審査配点）は次のとおりです。

選定基準	審査項目	配点
① 図書館の管理運営の方針等の総合的な事項	ア 運営方針等	5
	イ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	
② 事業計画の内容が、図書館の効用を發揮することができるものであること	ア 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	20
	イ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	
③ 事業計画の内容が、図書館の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること	ア 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	15
	イ 施設の維持管理の効率性	
④ 県民の平等な利用を確保することができるものであること	ア 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	5

基準	審査項目	配点
⑤ 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること	ア 安定的な運営が可能となる人的能力	5
	イ 安定的な運営が可能となる経理的基礎	
⑥ 自主企画事業の計画内容が賑わいの創出に寄与するものであること	ア 自主企画事業の考え方、具体的手法及び期待される効果	10
⑦ 図書館の管理運営に係る経費	<p>管理運営経費（委託料）の提案価格の採点については、次の方式による。</p> <p>価格評価点＝価格配点× 応募者中の最低提案価格／応募者の提案価格</p> <p>※ 提案価格からは、光熱水費を除外する。</p>	40

(4) 提出された事業計画書等により一次審査（資格審査）を行った後、通過者について二次審査（提案内容の審査、ヒアリング等）を行います。

なお、二次審査においては、総得点が1位であってもそれが一定基準に満たない場合、または得点が著しく低い審査項目がある場合は、候補者に選定しないことがあります。

(5) 一次審査の結果は、2月上旬頃までに文書で通知します。また、選定結果の通知は、一次審査の通過者に対し、3月下旬頃までに文書で通知します。

(6) 応募状況については、一次審査終了後に応募団体数を県のホームページ等で公表します。

(7) 選定結果については、教育委員会による選定後、応募団体名、提案価格、審査点数、審査結果、選定理由等を公表します。

1.2 指定管理者の候補者選定後の手続等

(1) 候補者との協議

候補者と管理運営の業務の細目について協議を行い、協議が整った場合には、この内容を仮協定（確認書）として締結します。

この場合、教育委員会は、必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補者はこ

の求めに対し、協議に応じなければなりません。

候補者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった応募者を指定管理者の候補者として協議を行います。

(2) 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定に関する事項について議会で議決を経て指定管理者として指定するとともに、指定管理者とは、基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度毎に委託料の額等を定めた「年度協定」を締結します。

①基本協定の主な内容（予定）

- 業務に関する基本的事項（管理業務の内容、施設の範囲、事業年度等）
- 遵守事項
- 委託料に関する事項
- 管理業務に関するリスク分担に関する事項
- 事業計画書の提出に関する事項
- 定期報告事項
- 利用者アンケート等の実施・報告に関する事項
- 事業報告書の提出に関する事項
- 業務実施状況の確認・評価に関する事項
- 秘密の保持、個人情報の保護、情報公開に関する事項
- 管理業務の継続が困難となった場合の措置等
- 指定の取り消し等に関する事項
- 損害賠償に関する事項
- 施設等の引渡し、管理業務の引継ぎに関する事項
- 権利譲渡等の制限に関する事項 他

◆以下、グループ応募の場合

(指定管理者が共同事業体方式の場合は、次の事項が加わります。)

- 構成員による権利義務の譲渡等の制限に関する事項
- 代表団体に係る倒産の場合による指定管理者の指定の取り消し等に関する事項
- 代表団体、構成団体の変更の禁止に関する事項
- 代表団体の権限、構成員の相互間の責任分担に関する事項
- 構成員の脱退に対する措置に関する事項 他

(複数の会社が指定管理者の業務を行うために新たに会社を設立した場合)

- 事務所の所在地、株主及びその持ち分割合等の事項を変更する場合の事前協議に関する事項
- 新たに設立した会社の設立者以外の者に新株を発行しようとする場合、あるいは設立者が設立者以外の者に株式を譲渡しようとする場合の承認に関する事項 他

- ②年度協定の主な内容（予定）
 - 管理業務の内容に関する事項
 - 委託料の額に関する事項 他

1.3 指定管理者の指定

条例第8条第2項の規定に基づき、指定管理者の候補者を山梨県議会の議決を経て指定管理者に指定します。

1.4 事業実施状況の確認・評価

(1) 教育委員会は、指定期間中の指定管理者の業務の実施状況や施設の管理状況を把握し、必要なサービス水準を確保するための確認・評価（モニタリング）を行います。

モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、教育委員会は改善措置を講ずる等の指導を行います。

(2) モニタリングは、別に定める「指定管理者施設のモニタリングに関するガイドライン」及び「山梨県立図書館管理運営状況に係るモニタリング実施要領」等に基づき、社会教育課で実施します。

(3) モニタリングの結果は、県のホームページ等で公表します。

1.5 事業の継続が困難になった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、教育委員会は指定の取り消しをすることができるものとします。

その場合は、教育委員会に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(2) 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、教育委員会及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

1 6 留意事項

- (1) 指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しない又は協定を解除することがあります。
- (2) 新たに法人等を設立する場合には、山梨県議会における指定管理者の指定の議決（平成24年6月議会を予定）までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出してください。
- (3) 応募者は、選定委員に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格になることがあります。
- (4) 提出された応募書類は、情報公開の請求により開示する場合がありますので、ご承知のうえ応募してください。

1 7 問い合わせ先

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内 1-6-1 山梨県庁別館 3 階

山梨県教育委員会新図書館建設室

電話：055(223)1795 FAX：055(223)8890

E-mail：toshokan-ken@pref.yamanashi.lg.jp